

「宅地造成の手引」主な改正点

1 宅地造成等規制法施行規則等の改正に伴う改正

(1) 押印の廃止に伴う改正

宅地造成等規制法施行規則の改正（令和3年1月1日施行）に伴い、開発許可申請書、設計図書について、押印を求めないこととしました。

(2) 手数料条例の改正に伴う改正（手引きP.17～）

開発許可等申請手数料を改定するとともに、宅造許可申請についても手数料額を改正することとなりました。

2 その他の改正

(1) 宅地造成に関する基準（審査基準1（手引きP.2～））

実際の運用に即した記載となるように文言を修正・追加しました。

ア 質の変更がある場合は造成高さに関わらず許可対象となることの、説明を追記。

イ 計画地盤に影響を与える場合は修景施設の整備とはみなさず、土地の整地等に該当することを明記。

また、建築物の計画地盤について、定義を明確にしました。

ウ 京都市建築基準条例に基づき設置するすみきりは、開発技術基準により設置するすみ切りとは別の行為であることを明記しました。

なお、都市計画法に基づく開発許可等審査基準において同様の審査基準を設けており、既に令和2年7月1日改正において同様の改正を行っております。